

## ラスウェルの権力概念ー『権力と社会』を中心に

著者	加藤 秀治郎
著者別名	Shujiro Kato
雑誌名	東洋法学
巻	57
号	3
ページ	263-282
発行年	2014-03-31
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1060/00006487/">http://id.nii.ac.jp/1060/00006487/</a>

〈研究ノート〉

ラスウエルの権力概念

——『権力と社会』を中心に

加藤 秀治郎

序

H・D・ラスウエル (Harold D. Lasswell) の権力概念については、わが国では高島通敏らの解釈をもとに、C・フリードリヒのいう二つの権力概念のうちの「実体概念」だとする説が支配的である。公務員試験などでもその線で出題されてきており、いわば通説のようになっていく。しかし、詳細に検討するとフリードリヒのいう「関係概念」と考えられる面が強い。本稿ではラスウエルのカプランとの共著『権力と社会』 (*Power and Society*) を中心にその点を検討していくこととする。

以下、次の順で検討を進める。

まず第一節では、議論の焦点となっているフリードリヒの二つの権力概念、つまり実体概念、関係概念の意味を確認しておく。その上で、通説の淵源となつていふと思われ高島通敏説の検討に入る。そして、高島説に疑問を

呈している秋永肇と霜野寿亮の説を紹介する。併せて、中間的な立場を示している永井陽之助の説にもふれることとする。

そして第二節で、以上の基礎的作業を踏まえて、ラスウェルの著作そのものの検討をしていき、最後に見解をまとめるとめる。

なお、ここで主に検討する『権力と社会』は総じて難解な書物だが、それはラスウェルの記述のスタイルのためでもある。その点につき、丸山眞男が『権力とパーソナリティ』(Power and Personality, 邦訳『権力と人間』)の書評論文で指摘していることは、この書物についてもあてはまる。第一は、ラスウェルが彼の先行する著作での理論を「既知のものとして論を進めている個所が多いため」、それに通じていない読者には理解が困難なことである。第二に、抽象的な議論に立ち入ると、「何とも訳しようない言葉が続出」し、「殆んどスコラ的な概念分析」がなされていることである。<sup>(1)</sup>

ただ、本稿で扱うテーマについては、さほどのことはなく、丁寧に読み込みさえすれば、明確に理解できるものと思われる。これまで実体概念とする解釈が主流となってきたことが不思議なほどである。ともあれ、本稿が正確な理解に役立てば、本稿の目的を達したこととなろう。

## 第一節 ラスウェルの権力概念の諸解釈

### (一) フリードリヒの実体概念・関係概念

本稿での論点は、フリードリヒの「実体概念」「関係概念」に関わることなので、その点の検討を欠かすわけにはいかない。まず、その点<sup>(2)</sup>をみる。

フリードリヒは、ホップズの権力の定義から検討を始めている。ホップズの定義は、「力（パワー）とは何らかの将来の明白なる善を獲得するための現在の手段」<sup>(3)</sup>というものであり、フリードリヒはこのようなホップズの立場を「実体概念」と呼ぶ<sup>(4)</sup>。それは「権力とはしばしば所有物（Possession）、すなわち、誰かが所有し、他の誰かに対して用いることのできる一種の実体（substance）」として捉えているからだという。

だが、このようなホップズの定義は、次のような「事実を考慮していないという点で、あまりにも狭すぎる」とフリードリヒはいう。「しばしば権力は二人ないしそれ以上の人々の関係の上に成り立つやりとりであって、所有物というよりもむしろ関係として記述されるのが適当である」と。これが関係概念である。

フリードリヒ自身は、この二つの概念を必要に応じて使い分けていく立場であり、それは同じ書物に見られる次の文章に明らかである。「権力に関する現代の著作では、権力を所有物というよりはむしろ圧倒的に関係としてみる傾向がある。だが関係の次元を強調することは、必ずしもまた良い解決方法ではない。というのは、権力はしばしば所有物であるということも明白だからである」。

ちなみに、わが国でこのようなフリードリヒの併用的アプローチと同じ立場に立つのは、後述の秋永肇である。

秋永は、「権力には実体的な要素と関係的な要素が存在」するとして、こう述べている。「われわれはこの二つのアプローチの一方を是とし、他方を否とするというよりもむしろ、それらは権力の二つの側面であって、両者の統一としてはじめて権力概念は構成されうるものと考え<sup>(5)</sup>る」。

さて、先のようなフリードリヒの二つの権力概念が、わが国でよく知られているのは、丸山眞男が「政治権力の諸問題」という論文で紹介したためと思われる。丸山はフリードリヒの類型に準じる類型を「権力の実体概念と機能概念」という形で論じているが、「機能概念」と「関係概念」は区別されずに用いられており、次の引用文のよ

うに、フリードリヒの類型を踏襲しているものと判断して支障ない。

丸山はこう述べている。——「権力を人間あるいは人間集団が『所有』するもの（……）と見る立場、すなわち具体的な権力行使の諸態様の背後にいわば一定不変の権力そのもの（……）という実体があるという考え方を実体概念としての権力と呼ぶならば、これに対して、権力を具体的な状況における人間（あるいは集団）の相互作用関係において捉える考え方を関係概念あるいは函数概念としての権力と呼ぶ<sup>(6)</sup>」。

これまで、フリードリヒの短い説明と、丸山による紹介をみてきたが、右のような理解で問題ないかどうかを、フリードリヒの名著『立憲政治と民主制』で確認しておきたい。

権力と呼ぶ人間関係の性質については、今日でも論争的に考えられているに相違ない。権力が人間関係であるということについては、政治思想家の間でいつも公理と受けとめられているわけではない。権力関係の二つの側面は、実体的 (substantial) と関係的 (relational) と、きわめて適切に区分される。換言すると権力は、実体であるか、関係であるか、考えられるのである。ホッブズおよび——スピノザと自然法論者にはじまり、功利主義者やヘーゲルを経て、今日の多種多様な全体主義者まで——ホッブズに従う思想家はみな、いろいろな形で権力を、所有するモノ (a thing had)、つまり、人や人々によって保有され、他者をコントロールするために利用される実体であるかのように書いている<sup>(7)</sup>。

フリードリヒは同じ箇所で、この「実体的」権力観を、「物質的」(corporeal) 権力観と呼び換えている。権力をモノ、物質のように扱う概念ということである。

さて、これとは別の「関係的概念」は次のように述べられている。

他の思想家は、政治状況での人間の相互依存関係 (mutual interdependence) を強調する傾向がある。そこでは権力が及ぼされる (……) 対象となる人々が存在しなければならぬ事実が、まず強調されてきた。この意味にとると権力は、指導者と被指導者 (the led) をともに含む、人々の間のつながり (bond) である。そのような「関係的」権力概念は、ジョン・ロック——彼の政治的な小冊子では別の用語法がなされているが——の哲学の著作に見られる。それはやつと近年になり、人間心理についての知識が増大することで、よりよく説明されてきた。<sup>(8)</sup>

フリードリヒが二つの概念を比較して論じた箇所を引いておくと、さらに明確になるであろう。

権力への二つのアプローチは、合意 (consent) と強制 (constraint) の重要性についての二つの異なった見方に反映されている。権力の物質的 (実体的) 概念は、合意 (……) という現象を、宣伝、象徴、神話などと解釈し、合意を無視する傾向がある。マルクス主義やファシズムの論者はこの点でホッブズと共通する点が多い。「それに対して」権力の関係的概念を強調する思想家は、実力・強制による征服や統治という現象を無視する傾向がある。「しかし、」合意も強制ともに、現実存在するものであり、どちらも何かをなし、何かを成し遂げているのである。<sup>(9)</sup>

もう十分であろう。そもそもフリードリヒの議論は、さほど複雑なものではないし、丸山眞男らの紹介も正確だと判断して差し支えない。権力の実体概念、関係概念の理解については誤解の余地がないのである。とすれば、ラスウェルの権力概念は、フリードリヒのいずれの権力概念かという問題は、ラスウェルの言説の理解にのみ関わる問題と考えてよい。

## (二) 高島通敏らの実体概念説

ラスウェルの権力論は、何を目的とし、何に依拠して権力 (power) や影響力 (influence) が行使されるかを、詳細に論じた点に最大の特徴がある。そこで、高島通敏はラスウェルの権力基底 (power base) という概念に注目して、それを中心にラスウェルの権力概念が実体概念であると解釈している。具体的には、ラスウェルが権力や影響力の行使に際し、その保有を基盤とする価値として、権力、尊敬、道徳、愛情、安寧、富、技能、知識の八つを挙げていることを示し、次のように述べている (この八つにつき、邦訳書では一部に別の訳語を与えているが、ここではそのまま先に進む)<sup>(10)</sup>。

ラスウェルは、社会内で争奪の対象とされる価値は経済的価値だけでないと考え、それを八つのカテゴリー (範疇) にまとめた。人は、これらの価値の保有を基礎とし、他人にこれらの価値をあたえたり剥奪したりすることを手段としながら、これらの価値のどれかを追い求める。このとき、社会内で、人間の他の人間にたいするコントロールの現象がうまれるが、ラスウェルはそれを「勢力」(影響力)と呼んだ。勢力のうち、重大な価値剥奪をとまなうものが、「権力」とされる。勢力あるいは権力の諸形態は、8×8=64のカテゴリーに

まとめられている。そして、このような価値保有者が、勢力者＝権力者であり、エリートなのであって、エリートによって収奪されているのが大衆にはかならない<sup>(11)</sup>。

そして、「ラスウェルの権力理論は、権力の実体的分析の今日における一つの極を示している」と結論づけている。高島は別の論文で、ラスウェルの議論の曖昧な点や、循環論法に陥っている点などを詳細に論じているが、この結論の部分は明快であり、ある事典の項目でも、次のようにこれを繰返している。これは明確にフリードリヒの概念を意識したものとなっており、高島の記述については誤解の余地がない。

ひとが他者をその意思に反して行動させることができること、そのひとは権力をもつという。一七世紀の力学の発展を背景につくられた概念で、当初は、権力は権力者が保有する権力手段や権力基底から発すると考えた。このような権力観を権力の実体的概念という。マキアヴェツリは暴力(軍隊)の集中を、マルクスは富(生産手段)の所有をそれぞれ権力の基礎(権力基底)とした。二〇世紀の「社会的価値」の多元化を背景にラスウェルは、権力基底は多元的に成立すると理論化している。これに対し、権力は権力者と被権力者との相互関係のなかで発生すると考えるのを権力の関係的(機能的)概念という。<sup>(13)</sup>

わが国では、このような高島の理解の上になつて、ラスウェルは権力の実体概念をとっている、と解釈する論者が多い。たとえば阿部齊はこう述べている。「権力を実体的に捉える立場に立つ代表的な人には、暴力(軍隊)の集中を権力の基盤とみなしたマキアヴェツリ、富(生産手段)の所有が権力の基盤であるとしたマルクス、富や技



能や知識などの基底価値を手段として権力が追求されるとみたラズウェルなどがいる<sup>(14)</sup>。その上で、阿部は、実体概念に対して、「権力の関係概念は、権力を具体的な状況や人間関係の中で、どれだけの服従を確保できるかという実効に即してみようとす」立場とし、ダールをその典型に挙げている。

政治学界はともかく、公務員試験などでは、右のような記述をもとに、ラスウェルは実体概念という前提の下、出題がなされ続けてきた。

### (三) 秋永肇と霜野寿亮の関係概念説

筆者は、ラスウェルが基底価値について、権力や富などだけでなく、尊敬や愛情などを数えていることから、高畠の解釈につき早くから疑問を抱いていた。相手が権力者に愛情を感じているために服従しているというのなら、それは他ならぬ両者の関係に依拠した権力・影響力の行使ではないか、という疑問である。

ラスウェルの説を実体概念とする説に対しては、以前から秋永肇や霜野寿亮が高畠とは異なる見解を唱えてきた。まず、秋永は、ラスウェル & カプランの次のような文章に注目する。「政治的意味における権力は一般的に意図された結果をうみ出すのではなくして直接に他者をふくむような結果をうみ出す能力と考えられねばならない」という文がそれであり、こう結論する。——ラスウェル & カプランは「権力を人間の所有することのできる、ある性質をもった実体とみるアプローチに対して『関係』概念の立場から」批判している、と。<sup>(15)</sup>

また霜野は、ラスウェルが「政治学の主題を、権力概念を基礎に、人々の相互関係のなかに見出そう」としており、「彼の権力概念が関係的視点に立つ」ものであるのは明白だとする。<sup>(16)</sup>そして次の二つの短い引用をしている。ラスウェル自身、「決定作成への参与としての権力は人々の間の関係」であり、「権力はここで関係的に定義されて

いるのであり、単なる実体としてではない」と、述べているというのである。

この短い引用は、『権力と社会』からのものだが、その部分を少し長く引いて、以下の考察の手掛かりとすることにしよう。

ここ『権力と社会』では権力は、単純な所有物 (property) としてではなく、関係として (relationally) 定義される。バートランド・ラッセルは権力を「意図された影響の創出」と手短かに定義することで、権力がある個人や集団に属する所有物と考える結果になっている。しかし、政治的意味での権力は、意図された効果一般を生み出す能力ではなく、他の人間に直接影響するような効果を産出する能力としてのみ考えられるのである。つまり政治権力は、自然に対する力ではなく、他の人間に対する力なのである。フリードリヒは……「それ〔権力〕は特定の種類の人間関係である」と定式化して、この点を強調した。……意志の決定は、対人関係で生じる (interpersonal) 過程である。……決定への参加としての権力とは、ある対人関係 (interpersonal relation) でのことである。<sup>(17)</sup>

この箇所は、そのまま権力の関係概念の説明として読めるような文章であり、ラスウェルの権力概念を関係概念とする霜野の見解は、無視できないように思われる。

また、ラスウェルの『権力と人間』(Power and Personality) の訳者である永井陽之助は、高崑説と秋水・霜野説の中間的な立場を表明している。永井はフリードリヒの類型ではなく、丸山眞男の類型として述べているが、そこでの機能的概念は、先に見たように関係的概念と読み替えることが可能であり、本稿に直接関係した言及と理解し

て支障ない。永井はこう述べている。

ラスウェルの「勢力」と「権力」の定義では、丸山眞男氏の指摘される実体的概念と機能的概念（関係的概念——加藤）がハッキリ分化せず混在しているように思われる。実体的概念というのは、権力を「所有」の観点から構成するもので、機能的概念とは、権力を、「関係」又は「函数」関係から構成する立場といていいと思うが、ラスウェルの場合には、たとえば、「勢力」(influence) という語を、一方では人間の享受、所有の対象となる実体的価値として使用していると同時に、対人関係におけるインフルエンス関係としても捉えている。<sup>(18)</sup>

確定的な事を述べているわけではないが、ラスウェルの関連の著書を訳しながら疑問に感じたことを述べたものとして、無視できまい。ちなみに同訳書には、原書にも「附録」として付いているラスウェルとカプランの論文「権力と勢力について」が訳出されている。この論文は、『権力と社会』に近い内容が盛り込まれており、筆者などはこれを読むだけでも、実体概念とする先の高崑らの説には疑問が湧いてくる。

ちなみに永井訳による『権力と人間』（原書・一九四八年）にも、次のような一節がある。これまた、そのまま権力の関係概念の説明とも読める文であり、それだけで実体概念とする説に疑問を抱かせるに十分なものである。

権力というものは、人間相互の間に生ずる状況である。権力を把握する人は、権力を他者から授けられているのである。彼らは権力を授ける側のふだんの反応に依存し、その反応の流れがあるかぎり権力をもちつづけ

ていくことができる。人間関係を何気なく調べてみても、有能な観察者ならば、権力というものが何処へでもひきずりまわすことのできる煉瓦のようなものではなく、権力を支えている反応がやめば消えてしまう一つの過程であることを納得するにちがいない。<sup>19)</sup>

## 第二節 ラスウエルの『権力と社会』の検討

### (一) 問題の確定

本節では、ラスウエルの権力論の集大成である『権力と社会』(*Power and Society*, 1950)の検討をつうじて、本稿の問題に回答を与えていく。この書物は哲学者カプラン (Abraham Kaplan) との共著だが、共著であるがゆえにラスウエルがカプランに譲歩した叙述がなされているわけではない。その点については、特に留意すべき指摘はなく、本書をもってラスウエルの権力論の確定版として検討することに問題はない。ここでは同書から多くの引用をしながら、検討していく。

先に見たように、フリードリヒの二つの概念については正確に理解されているように思われるので、問題はラスウエルの議論の解釈いかにということになる。従って問題設定は、具体的には次の三つのいずれが妥当か、ということになる。

- ① 高島らの説が正確であり、実体概念である。
- ② 秋永・霜野の説が正確であり、関係概念である。

③両者の中間的な永井説が正確であり、二者択一的にいずれかの概念に立つとは断定できない。

## (二) 権力と影響力

さて具体的な検討作業に入るが、まず幾つか確認しておかなければならない（以下、特別に断らない引用は全て『権力と社会』からであり、引用箇所については本文中に原書と訳書の頁数を示す）。

第一は、権力が影響力・勢力と連続的に捉えられていることであり、この点は高島、霜野などすべての論者に共通して認識されている。ラスウェルによる定義を引いておくとこうある。

〔定義〕 影響力の形態とは、基底価値と（行使の）範囲のはっきり定まった影響力の関係の種類をいう。権力の形態とは、比較的厳しいサンクション（制裁）によってポリシー（政策・方針）に効果を生ぜしめるか、そう予想される影響力の形態をいう（p.84）（一一七頁）。

つまり、権力は影響力の一種であり、影響力のうち「比較的厳しいサンクション（制裁）によって強いられる」ものをいう。注釈を付しておく、ここでのサンクションは価値剥奪的なのが主に考えられているものの、強力な価値付与的なものも含めて使われている。<sup>20</sup>それは次の文に明確である。

影響力の形態は、ポリシー（政策・方針）への影響力が、相対的に厳しいサンクション（制裁）に基づく場合、常に権力の形態をとって現れる。もし影響力のある人によってなされる価値剥奪が、影響力行使の対象た

る人々にとって非常に重要ならば、影響力の形態はどんなものであれ事実上、権力関係と見なして支障ないだろう。このことは影響力のある種の形態の場合、特にそうである。つまり身体健全・安寧 (well-being) や富に基づく影響の行使は、徳義や尊敬に基づく影響力よりも厳しい価値剥奪を伴いがちなので、結果として権力を構成しやすい (p84) (一一七頁)。

ちなみに、ここでいう「身体健全・安寧」に基づく影響力とは、軍隊や警察を使つての、「暴力」や「脅迫」によつて行使される影響力などである。ここではとりあえず、権力が影響力の一種と捉えられていることを確認しておけばよい。

### (三) 権力・影響力行使の手段と目標

第二に確認しておかなければならないのは、ラスウェルは影響力と権力の行使につき、その手段と目的を詳しくタイプ分けすることに精力を傾けていることである。影響力・権力の行使の「手段」については、影響力では基底価値 (base values)、「権力では権力基底 (power base)」と呼ばれる。基底価値は影響力基底 (influence base) とも言い換えられており、両者は同義なので、本稿では連続性を意識できるように「影響力基底」「権力基底」と呼ぶことにしたい。「目標」の方は、領域価値 (scope values) と呼ばれる。

例えば投票での買収や、官職をカネで得る猟官運動は、富を手段 (権力基底) とし、権力の増大を目標 (範囲価値) として行使される権力、という具合である (経済＝政治的 economic 権力と呼ばれる)。また、解職や賃金カットの威嚇で行使する権力は、富を手段として、相手の安寧を支配する生存権力 (subsistence power) とされる (pp.91

—92) (1111—1125頁)。

#### (四) 関係論的な権力行使

以下、二点ほど、ラスウェルの権力概念が実体概念だとする解釈に対する、重大な疑問を提示する。第一は、権力基底、影響力基底とされるもの(領域価値)の中に、実体概念の理解には収まりきれないと思われるものが含まれていることである。尊敬(respect)と愛情(affection)などがそうだが、愛情の方が読者に分かりやすいと思われるので、そちらを例に引いて説明していく。

まず、「愛情は友人や恋人によって行使される影響力である」(p.92)(117頁)という文章があるが、これは「愛情」を影響力基底として、行使される影響力について述べたものと思われる。XがYに対して影響力を及ぼしているとなると、被行使者Yが、Xに愛情を感じているから、Xの行使する影響力にYが従う、ということである。こう読むなら、ここでのXとYの現象は、関係概念で把握すべき現象ということになる。

先に確認したように、影響力と権力は連続的に理解されるべきものだから、ここでの影響力が場合によっては権力として行使されるほど強力な場合も考えられないではない。さらに、次のような指摘さえもなされている。

権力はそれ自体一つの価値なので、影響力の形態のあるカテゴリーに権力が含まれている場合、通常その影響力の形態は権力の形態をとる。寵妃は、王に対しては権力ではなく影響力を有するだけだが、その影響力がどれほどかに応じ、王の臣下には権力を振るいうる(p.93)(118頁)。

こういう記述さえも、すべて実体概念として理解可能だろうか。王の寵妃の影響力は、王の愛情が失せれば露と消えるだろうが、とすれば、このような現象はXとYの相互関係として初めて理解できるものと考ええる。

さらには、ラスウェルが影響力・権力の基底と、目標たる領域価値を関連づけて分析していることを想起しなければならぬ。影響力基底も権力基底も、次の文章に明らかかなように、領域価値の面で限定を受けているのである。

影響力の「**範囲**」の概念は、影響を受けるポリシー（政策・方針）に含まれる価値を意味する。それぞれ、影響力はある種の価値に関連して行使されうるが、それ以外の価値については行使されえないことがある。つまり、範囲はいろいろな方法で制限されるのである。それゆえ、友人は愛情と尊敬の価値については影響力がある——友人はこれらの価値についてポリシーに影響力を有する——場合があるが、例えば富や権力の価値については、影響力がないことがある。したがって影響力の総量は、影響力の量と対象者だけでなく、「**価値の範囲**」にも関係している (p.73) (1011頁)。

ここでも、影響力基底や権力基底を実体概念のように把握するのは、無理があるように思われるのである。

#### (五) 決定の意味と被行使者

第二の点は、より本質的と思われる。ラスウェルは周知のように、権力を決定作成への参加と捉えているのだが、この「決定作成への参加」の意味こそが彼の権力概念を理解する鍵のように思われるのである。例えば次の文



章を、実体概念とする論者はどう読むのだろうか。

決定とは、政策の実効的、な確定だから、取るべき特定の行為をやりとげるといふ全体的過程を伴う。……そして決定の過程は、政策の形成や公布と共に、適用も含むものだから、決定により自分たちの行為が影響を受ける人々もまた、決定に参加しているのである。つまり、それら人々は、政策に従ったり無視したりすること、その政策・方針が実際に政策・方針たりうるか否かを決めるのに関与しているのである。法律は立法部だけでつくられるものではなく、法律を遵守する人々によってもまた作られるのである。つまり、立法部で制定される法規は、それが無視される程度に應じて……実質的には法律となっていないことになる (pp.74-75) (二〇七—一〇八頁)。

権力の被行使者もまた、決定に服するか否かという形で、決定に参加しているというのであり、これは関係概念に近いストレートな表現として重要である。もつとも、この引用文の最初の方で省略した部分には、次のような文章もある。「決定に参加するのは、その行為が実際に重要な意味をもつ人々だけである。投票も投票用紙が数えられなければ、投票という動作以上の意味をもたない」(p.75 (一〇七—一〇八頁))。開票のデタラメなど、選挙も不正なものならば、権力の被行使者の無力を印象付けるものであり、そこだけを引用するならば、また別の印象をもたらすことだろう。だが、全体として読むならば、その意味は明白なように思われる。

また、ラスウェルは、「投票、降伏、裁判所の判決などは(その後、引続いて実効性をもつに至った場合)、すべて決定である」(p.81) (二一四頁)とも表現しているが、(こ)こではカッコの中に書いてある条件が無視できない。実

効性を持たない決定は、決定としての意味を成さないものであり、それを決めるのは権力の被行使者でもあるのである。そのことを理解するならば、ラスウエルの権力概念は関係概念と理解されねばならないように思われるのである。

### むすび

筆者は、本稿の第二節で見たようなラスウエルの記述をもとに、彼の権力概念はフリードリヒのいう関係概念であるという説に立つものである。また、実はこの点は、フリードリヒ自身が述べていることでもある。ラスウエルの『権力と社会』（一九五〇年）よりも後に書かれたフリードリヒの『比較立憲主義』（原書は一九七四年）には次のような記述がある。これは、どういう訳か、わが国ではほとんど注目されなかった。

その部分は次のように書き出されている。「著名な政治学者は、ある哲学者と共働して最近の著作で権力を、『決定作成への参加』と定義した<sup>(21)</sup>。これがラスウエルとカプランのことであるのは明白で、その「最近の著作」とは『権力と社会』のことである（フリードリヒの同書の注6にそうある）。それに続いてフリードリヒはどう論評しているのか。

「彼〔ラスウエル〕は、権力とは関係であり、所有物ではないという考え方を受け入れている」とあるのだ!!

もはやこれ以上、多くの言葉を費やす必要はないように思われる。ラスウエルの権力概念を、フリードリヒのいう実体概念とする解釈には無理がある。先の永井陽之助説のような中間的立場については留保しておくが、右の点は明白と思われるので、これを結論としておく。

注

(※) 本稿は四年ほど前に『東洋通信』（東洋大学通信教育部、二〇一〇年三月号）に掲載した「ラスウェルの権力概念の再検討」に加筆・訂正したものである。この間、そこで検討したラスウェル&カプラン『権力と社会』の翻訳（芦書房、二〇一三年）を、筆者は共訳で刊行しており、その作業が本稿には反映されている。

(1) 丸山眞男「ラスウェル『権力と人格』」（初出、一九五〇年）（『戦中と戦後の間』みすず書房、所収）、四八五頁。

(2) カール・J・フリードリヒ『政治学入門』学陽書房、一九七七年、一五〇頁。

(3) ホップズ「リヴァリアサン」永井道雄編『ホップズ』（世界の名著・第三三巻）、中央公論社、一九七一年、一二二頁。但し、ここでの訳文は（注1）のフリードリヒの邦訳による。

(4) ただ、ホップズの内容についても、定義に続く説明を読むと、意外に関係概念に近い表現も含まれており、フリードリヒの説もやや強引な印象がないわけではない。この点は、今後の課題としたい。ホップズの文章は「それ（パワー）」には、「本来的」（オリジナル）なものと、「手段的」（インストルメンタル）なものがある」と続き、次のような説明がある（永井道雄訳、同頁）。

この部分をどう理解するか、検討が求められよう。——「人間生来の『本来的力』とは、肉体的および精神的諸能力の優秀さにあ  
る。たとえば、異常な強さ、すぐれた容姿、深慮、技芸、雄弁、気前のよさ、高貴、などがそれである。『手段的力』とは、上述  
の力または幸運によって得られたもので、より多くの力を獲得するための手段であり方法である。例えば、富、評判、友人、また  
人が幸運と呼ぶ目に見える神の働きなどがそれである」。

(5) 秋永肇『現代政治学』富士書店、一九六三年、第二部四五頁。

(6) 丸山眞男「政治権力の諸問題」。この論文は初め『政治学辞典』（平凡社、一九五三年）に「政治権力」という項目で書かれ、その後、一九五七年に大幅に加筆されて、『現代政治の思想と行動』に収められたものである。本稿では後者に依拠している。四二五頁。

(7) Car J. Friedrich, *Constitutional Government and Democracy*, revised ed., Boston: Grinn, 1950, p.23

- (8) *Ibid.*
- (9) *op. cit.*, p.24
- (10) 加藤らの邦訳書では、この八つのうち、rectitudeにつき道徳を徳義と変え、well-being 安寧は身体健全・安寧と訳し、enlightenment 知識を開明と訳している。とりわけ「安寧」だが、それを権力基盤として権力行使するというのでは分かりにくく、暴力の行使などが例に挙げられているので、自らの身体健全(での優位)を基盤に権力を行使する、と考えた方が理解しやすいと考えたからである。
- (11) 高島通敏『政治学への道案内』三一書房、一九七六年、四九～五〇頁。
- (12) 高島通敏「アメリカ近代政治学の基礎概念(一)」(『国家学会雑誌』一九六三年二月)特に三二七頁以下。
- (13) 高島通敏「権力」(内田満ほか編『現代政治学小辞典』有斐閣、一九九九年)、一一七頁。
- (14) 阿部斉『概説現代政治の理論』東京大学出版会、一九九一年、一三頁。
- (15) 秋永肇、前掲書、第二部、四三―四四頁。
- (16) 霞野寿亮「社会的相互作用と権力」(慶応義塾大学新聞研究所編『コミュニケーション行動の理論』慶応通信、一九七二年)、一四八頁。
- (17) Harold D. Lasswell and Abraham Kaplan, *Power and Society*, (1950), Routledge and Kegan Paul, 1952, pp.75-76. 堀江湛ほか訳『権力と社会』芦書房、二〇一三年、一〇八―一〇九頁。
- (18) 永井陽之助『政治意識の研究』岩波書店、一九七一年、三三九頁。
- (19) ラスウェル『権力と人間』東京創元社、一九五四年、二二頁。
- (20) ラスウェルの翻訳が困難なのは、こういう用語法のためであり、適訳は見出し難い。先に見た秋永(四七頁)もこの点に注意を向けている。
- (21) C. J. Friedrich, *Limited Government: A Comparison*, Prentice-Hall, 1974, p.15. 邦訳『フリードリヒ『比較立憲主義』早稲田大学出版部、一九七九年、二四頁。英文も引いておく。He accepts the idea that power is a relationship and not a possession.

(\*) ラスウェルの権力論についての邦語文献としては、本稿で言及したものの以外に、飯田文雄「ハロルド・ラスウェルの政治理論  
(一)」「〔国家学会雑誌〕一九九〇年、三月・四月合併号」、同「同」(二)」「〔同〕一九九〇年、十一月・十二月合併号」、同「同  
(三)」「〔同〕一九九二年、七月・八月合併号」があつて、見逃せない。おそらく邦語ではラスウェルの権力論に関する最も詳細な  
論文であるが、本稿のテーマに関する直接の言及は見当たらない。(二)の論文で、影響力と違って権力では「価値剥奪による制  
裁」を伴うことが強調されており(同論文、七八六頁)、また、(三)の論文で、ラスウェルにあつては「権力を現実に行使し得る  
支配者は……一貫して少数者と規定されていること」(同論文、五五七頁)が強調されているなど、実体概念に近い線での説明が  
目に付く。ただ、直接の言及はないので、ここでは断定はしないこととする。

—かとう しゅうじろう・法学部教授—